

情報公開状況報告書(収集運搬業者用)

項目	公開事項	更新すべき 場合	ホームページ アドレス	登録・更新 年月日	審査	審査の視点
会社情報	氏名又は名称及び住所(法人の名称を変更した場合にあっては、当該変更に係る履歴を明らかにするものとする。)	変更の都度				登記事項証明書の記載内容と一致すること。
会社情報	申請者が法人である場合には、代表者、役員(申請者に令第6条の10に規定する使用人がある場合には、その者を含む。)の氏名及び就任年月日	1年に1回以上				「優良産廃処理業者認定制度マニュアル」に準じて公開されていること。登記事項証明書の記載内容と一致すること。
会社情報	申請者が法人である場合には、事務所又は事業場の所在地、設立年月日、資本金又は出資金及び事業(他に産業廃棄物処理業の許可を受けている場合にあつては、当該許可に係るものを含む。以下この表において同じ。)の内容(資本金又は出資金及び事業の内容を変更した場合にあっては、当該変更に係る履歴を明らかにするものとする。)	変更の都度				「優良産廃処理業者認定制度マニュアル」に準じて公開されていること。登記事項証明書の内容と一致すること。
会社情報	申請者が個人である場合には、事業の内容(事業の内容を変更した場合にあっては、当該変更に係る履歴を明らかにするものとする。)	変更の都度				「優良産廃処理業者認定制度マニュアル」に準じて公開されていること。
許可の内容	事業計画(他に産業廃棄物処理業の許可を受けている場合にあつては、当該許可に係る事業に関するものを含む。)の概要	変更の都度				「優良産廃処理業者認定制度マニュアル」に準じて公開されていること。
許可の内容	産業廃棄物処理業の許可証の写し(他に当該許可申請区分と同一の区分の産業廃棄物処理業の許可を受けている場合にあつては、当該許可証の写しを含む。)	変更の都度				「優良産廃処理業者認定制度マニュアル」に準じて公開されていること。許可申請書の記載内容と一致すること。

項目	公開事項	更新すべき 場合	ホームページ アドレス	登録・更新 年月日	審査	審査の視点
施設及び処理 の状況(事業 の用に供する 施設の概要)	事業の用に供する施設に係る次に掲げる事項 ① 運搬施設の種類及び数量並びに運搬車に係る低公害車の 導入状況 ② 積替え・保管を行う場合には、当該場所ごとの所在地、面 積、積替え・保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄 物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合にはその旨を含 む。)及び積替えのための保管上限	変更の都度 (①につい ては1年に1回 以上)				「優良産廃処理業者認定制度マニユアル」に準じて公開されていること。
施設及び処理 の状況(処理 の実績)	直前3年間(情報をインターネットにより公表又は更新する日の 属する月の前々月までの3年間をいう。)の各月の受入量及び 運搬方法ごとの運搬量(産業廃棄物の種類ごとに算出するもの とする。)	1年に1回以 上				「優良産廃処理業者認定制度マニユアル」に準じて公開されていること。
財務諸表	申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注 記表	1年に1回以 上				「優良産廃処理業者認定制度マニユアル」に準じて公開されていること。
料金の提示方 法	事業者がその産業廃棄物の運搬を申請者に委託するに当たっ て支払う料金を提示する方法	変更の都度				「優良産廃処理業者認定制度マニユアル」に準じて公開されていること。
組織体制(社 内組織)	業務を所掌する組織及び人員配置を明確にした図	変更の都度 (人員配置 については 1年に1回以 上)				「優良産廃処理業者認定制度マニユアル」に準じて公開されていること。

項目	公開事項	更新すべき 場合	ホームページ アドレス	登録・更新 年月日	審査	審査の視点
地域融和	事業の実施に関し生活環境の保全上利害関係を有する者に対する事業場の公開の有無(公開している場合には、公開の頻度)	変更の都度				「優良産廃処理業者認定制度マニュアル」に準じて公開されていること。

※ 登録・更新年月日について、既に他の都道府県又は市で優良基準適合認定又は確認を受けている者は、認定又は確認を受けた日以後の更新について記入すること。

※ 「優良産廃処理業者認定制度マニュアル」平成23年4月1日環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課  
(なお、このマニュアルはインターネット上の <http://www.env.go.jp/recycle/waste/gsc/index.html> にあり、ダウンロード可能。)